

開 会

【山近特別地域振興官】 本日は皆様お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は委員11名全員の方のご出席をいただいております。定足数を満たしておりますので、第98回奄美群島振興開発審議会を開催いたします。

初めに、資料のご確認をお願いいたします。1枚目に配付資料の一覧がございますので、ご確認をお願いいたします。不足等ございましたら、お申し出いただければと思います。

次に、人事異動に伴う幹事の変更がございますので報告いたします。2枚目の奄美群島振興開発審議会及び幹事名簿をご覧ください。右側の幹事に関する名簿でございますが、今回、農林水産省農村振興局長が吉村氏にかわっていることを報告いたします。また、鹿児島県企画部長が六反氏に交代しておりますことをご紹介します。

それでは、これ以降の進行につきましては宮廻会長をお願いいたします。

【宮廻会長】 それでは、議事に先立ちまして、金子国土交通副大臣よりごあいさつをお願いしたいと存じます。

【金子副大臣】 国土交通副大臣の金子恭之でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

奄美群島振興開発審議会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。会長をはじめ、委員の皆様方には、本日、大変お忙しい中にご出席をいただき、また、平素より奄美群島の振興開発につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

奄美群島は、もう皆さんご案内のとおり、昭和28年の本土復帰以来、産業の振興や社会資本の整備など、振興開発事業の着実な実施と関係地方公共団体や住民の方々の不断の努力によりまして、各般にわたって相応の成果を上げてきたところでございます。

実は私自身、奄美群島にはもう十何回お邪魔させていただいております。それは公務であったり、あるいはプライベートで、奄美群島を大変愛する者の一人でございます。タンカンちぎりにも行ったことがございますし、加計呂麻島にも行きましたし、隅々までと言ったらおしかりを受けるかもしれませんが、行っております。サトウキビの小委員長もやっておりました。それから、農林水産大臣政務官もやっておりました。

たので、例えばマグロの養殖をはじめ、水産業あるいは地域の道路のことについても自分なりにわかっているつもりでございます。そういうことも含めまして、島民の皆さん方が産業振興に強い思いと意欲を持っていらっしゃるということを肌で感じてきたところでございます。まさに、昨年の当審議会の意見具申にありますとおり、奄美の方々の自立的な発展に向けた息吹を感じたところでございます。

しかし、一方では所得水準をはじめとする経済面や生活面等において、依然として本土との諸格差が残されているなど、さまざまな課題が存在しているのも事実でございます。このため、今国会におきまして、奄美群島振興開発特別措置法を5カ年延長するとともに、自立的発展に向けた一層の振興開発を推進するための施策を新たに盛り込んだ改正を行ったところでございます。

本日は、この改正法に基づく新たな奄美群島振興開発基本方針（案）についてご審議をお願いしております。今回のご審議を踏まえて、基本方針として決定して参りたいと考えております。奄美群島の振興開発につきましては、国土交通省としましてもできる限り努力をしまいたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私からの冒頭のごあいさつとさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

議 事

(1) 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正について

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

それでは議事を進めたいと思います。本日のこの後の議事は、次第にありますように、1つは、奄美群島振興開発特別措置法の一部改正について。2つ目が、奄美群島振興開発基本方針（案）についてでございます。

ただいまの副大臣のごあいさつにもありましたとおり、今回、特別措置法が5年間延長されるなどの一部改正がなされまして、振興開発基本方針を変更する必要があります。この基本方針を定めるに当たりましては、奄美群島振興開発特別措置法第二条第五項の規定に基づき、あらかじめ、当奄美群島振興開発審議会の議を経なければな

らないとされているところですので、今回作成されました基本方針の案につきまして議論したいと存じます。

では、議論に先立ちまして、最初に奄美群島振興開発特別措置法の一部改正について説明をお願いしたいと思います。

【山近特別地域振興官】 それでは、法律についてご説明申し上げます。

まず、資料1をごらんください。これは、1年前におまとめいただきました意見具申でございます。これにおきまして、一層の自立的発展に向けた取り組みが今後の振興開発では重要であり、住民の参画を一層進めた地域の主体的な取り組みとして、ボランティアやNPOとともに「新たな公」を育むシステムの構築の必要性や、産業の発展による雇用機会の拡大、特に情報通信技術の活用による産業の振興等というご指摘をいただいております。これを踏まえつつ、期間の5年延長とともに所要の改正を今回の法律改正では行っております。

資料2をごらんください。新旧対照表という形で奄美群島振興開発法を示しております。まず、第一条でございますけれども、この法律の目的でございます。上に新、下が旧となっております。延長されました法律におきましても、引き続き奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定、福祉の向上に資することを目的とさせていただきます。

第二条でございますが、奄美群島の振興開発に当たっては、まず、5年を期間とする基本方針を国が策定することになっております。これを踏まえまして、次のページになりますけれども、第三条、鹿児島県が奄美群島内の市町村に振興開発計画案の提出を求めて、県としての振興開発計画を策定してまいります。今回の法改正では、雇用機会の拡大を図る観点から、雇用機会の拡充、職業能力の開発、その他、就業の促進について、また、住民参画を一層進める観点から振興開発に係る関係者の連携及び協力について、これらには線を付させていただいておりますけれども、第二条に定めます国の基本方針、それから、第三条で定めます県が策定する振興開発計画に記載すべき一項目として追加しております。

次のページにいただきまして、第六条からは国の対応を述べております。六条では、国は補助率をかさ上げして地域を支援することとなっております。この後、国や地方公共団体の配慮に関する規定が並んでおります。

しばらくいただきまして、第六条の六でございます。ページ番号で申しますと、下に9と打ってあるかと思いますが、就業の促進についてというところに線を付

させていただきます。次のページ、10ページですが、六条の十二、振興開発に係る関係者の連携及び協力の確保について適切な配慮をするという項目でございますけれども、この項目を追加させていただきます。

11ページ、六条の十三でございます。地方税の課税免除、不均一課税に関する規定でございます。書式の変更をしておりますので、線が付してある部分が少し多くなっているわけでございますが、一のロとハで規定しております、情報通信産業などを対象業種として今回追加させていただきます。

ここに掲載されておりますのは地方税でございますが、国税、これは特別償却という優遇措置を講じておりますけれども、資料の5にそれを示させていただきます。資料5をごらんください。上のほうに、特別償却制度等関係とございますが、拡充のところで、「特別償却の対象として、情報通信産業等を追加する」と書いてございます。

なお、国税に関連してでございますが、離島の航空路の確保という観点から、4月から東京と奄美を結ぶ路線や離島間の路線について、航空機燃料税を4分の3に軽減する措置がとられております。同じく資料5の下のほうに、その関連情報を掲載させていただきます。

資料2に戻っていただきます。ページで申し上げますと12ページになります。第七条、奄美群島振興開発審議会に関することとございます。これについては変更はございません。

第九条からは、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関することが並んでおります。一部変更はございますけれども、実質的なものではございません。この後、いくつかの条文が並んでおりますが、振興開発に関する実質的な変更はございませんので説明は省略させていただきたいと思っております。

なお、国会での審議の過程で、衆議院、参議院から附帯決議がなされております。それを資料3に準備させていただきます。衆議院の附帯決議が6項目ございますが、5番目を除きまして、奄美群島について指摘していただいております。参議院のほうでございますが、2ページ目、3ページ目が該当いたします。すべての項目について、奄美群島に関することが指摘されております。内容といたしましては、環境との調和、島内企業の受注機会の拡大、産業の振興、航空運賃や船舶運賃に関する事、事業の評価に関することとございます。

以上でございます。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

ここで、金子副大臣におかれましては、この後、所用がありますので退席されます。

(金子副大臣退席)

【宮廻会長】 ただいま説明がありましたとおり、奄美群島振興開発特別措置法につきましては、一部改正法が3月31日に国会において可決成立し、期限が平成21年3月31日から平成26年3月31日に延長されたところです。また、今回、奄美群島振興開発における税制優遇措置等の拡充、雇用の促進やNPO等の地域づくりへの参画推進について配慮する事項等が追加されました。なお、説明にもありましたとおり、衆参の国土交通委員会で採択されるに当たり、附帯決議がなされております。

それでは、皆様、ただいまの法律の改正の説明につきまして、ご質問等があればお願いしたいと思います。

どなたからでも結構ですので、お願いします。

【若林委員】 質問というわけではないんですけども、今回の法律を読ませていただくと、前回までの法律に比べて随分書き込んでいるなという感じがしております。かなり具体的なところに踏み込んだことを随分書いておられる。相当ご苦勞もあつたことと思いますけれども、大変よく作っておられるなという感想でございます。

【宮廻会長】 どうもありがとうございます。

ほかに、どなたかございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ないようでしたら、次の基本方針につきまして、ちょっと時間をとりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(2) 奄美群島振興開発基本方針(案)について

【宮廻会長】 それでは、続きまして、奄美群島振興開発基本方針(案)の説明をお願いします。

【山近特別地域振興官】 それでは、基本方針(案)についてご説明申し上げます。資料4でございます。

法律の第二条に、基本方針に盛り込むべき項目が列挙されております。したがって、それに基づいた構成になってございます。前回いただきました意見具申を踏まえ、今後の奄美群島の振興開発は自立的発展に向けて、これまでの振興開発の方向を維持しつつ、現下の課題にタイムリーに対応していくことが必要です。そういうことでございますので、平成20年度末までの5年間の振興開発に関する基本方針、旧基本方針と呼ばせていただきますけれども、これと対比させつつ、今回お示ししています基本方針(案)について議論を進めていただくことが適切かと考えております。したがって、資料4では、旧基本方針と新たな基本方針(案)につきまして、該当箇所が対比できるような形でお示しさせていただいております。基本方針(案)は国会での附帯決議も踏まえた内容としてございます。

まず、序文でございます。これは、奄美群島に対する認識と振興開発の最も基本的な考え方を記載してございます。奄美群島を取り巻く環境や振興の経緯を記載してございます。そして、これまでの成果として、自立的発展に向けての萌芽が見られること、また、課題について述べております。

次に、基本方針の性格についてでございます。これは2つございまして、国が考える奄美群島振興開発の意義と方向を述べること、それから、もう一つが、鹿児島県や関係市町村が振興開発などを策定するに当たっての指針となるべき基本的な事項であることと述べてございます。

なお、旧基本方針では、奄美群島の不利性を優位性に転換して伸ばしていく方向性を示しておりました。過去の5年間で見出した優位性を伸ばしていくというのが、今後の5年間についての方向性だと思っております。したがって、今回はその部分については触れてございません。

次に、Ⅱでございます。奄美群島の振興開発の意義及び方向についてでございます。奄美群島の役割について5つの項目で整理しております。

まず、「豊かな自然環境」。ページを1つめくっていただきまして、2番目として、「多様で個性的な伝統・文化等」。これについては、皆様もよくご存じのとおりでございます。旧基本方針のとおりという形でございます。

3番目でございますが、長寿・癒しに加えまして、この地域は非常に高い特殊出生率が特徴となっております。したがって、子宝を追加いたしまして、「長寿・子宝・癒しの島」という形でまとめております。

4 番目でございますが、旧基本方針の（4）で述べられている中の、海洋起源の食料の供給でございますが、これに加えまして、陸上起源の食料の供給も伸びてきております。したがって、「食料の供給」という形でまとめてございます。

5 番目の役割でございますが、「領海・排他的経済水域の保全等」という形でまとめてございます。

次、「振興開発の意義」でございますが、これについては、先ほど述べましたような役割に対応するものでございます。旧基本方針と同様でございます。主なものは、経済面・生活面での諸格差という課題への対応、多様な自然環境の形成・維持、文化・地域社会の多様性の維持・増進、ゆとりと潤いのある生活の提供、排他的経済水域の保全、操業漁船の安全の確保、農水産品の供給などについて触れております。

次に、「振興開発の方向」についてです。施策や事業の基本的方向を記載してございます。島内の均衡ある発展の観点から、社会生活基盤整備を推進すること、自立的発展に向けて産業振興、地域主体の取り組みの定着、環境保全の推進を述べてございます。また、沖縄との調和のとれた発展を考慮することも指摘してございます。

資料1の意見具申では、諸施策の目標の明確化とフォローの仕組みの検討についてご指摘をいただいております。これを踏まえまして、ここでは鹿児島県が策定する振興開発計画に、施策や事業の効果を評価するための目標の設定と具体的、総合的な評価を行う旨を記載しております。

基本的方向については4つの項目で整理しております。まず、1番目については、「島ごとの特性を活かした産業の発展による雇用機会の拡充」であり、雇用機会の拡充が非常に重要な課題であることから1番目に掲げております。

2番目でございますが、「ソフトとハードを一体とした総合的な施策の推進」です。これは、旧基本方針でも取り上げておりました。これまでの振興開発により、インフラは相当程度整備されてきております。今後とも一層のハード面とソフト面を総合的に考慮した施策の展開、また、これまで整備されたインフラの一層の効果を上げるための施策を進める旨を記載してございます。

3番目といたしましては、「環境保全への積極的取組」でございます。環境保全のための施策への積極的な取り組みや、事業実施に当たっての環境との調和への配慮を記載してございます。

4番目は、「地域主体の取組の定着」です。これまでの取り組みを生かして、地域主

体の取り組みの定着を図ることを述べてございます。

次のページにいていただきまして、奄美群島の振興開発を図るための基本的な事項でございます。まず、「地域の特性に即した農林水産業、商工業などの産業の振興に関する基本的な事項」です。1番目には、「地域資源を活用した産業の振興」を掲げております。大部分は旧基本方針と内容的には同じでございますが、産業振興のため、独立行政法人奄美群島振興開発基金がコンサルタント的役割を強化し、地域産業を支援することを追加してございます。

2番目は、「農林水産業の振興」でございます。産業として非常に重要な分野でございます。高付加価値型農業を支援することや、地域特産漁業資源の管理等を促進することを追加してございます。

3番目が、「情報通信産業等の振興」でございます。情報通信産業は離島での定着が可能な産業であり、これを推進する観点から、今回一項目追加してございます。情報通信産業基盤整備や情報通信産業技術を活用した産業の振興等を図る旨を追加してございます。

次が、「雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項」です。今回、この項目を追加しております。内容といたしましては、就業促進のための施策へ取り組むという内容でございます。

3番目は、「観光の開発に関する基本的な事項」です。これも非常に重要な産業と位置づけていただきました。意見具申での指摘を踏まえまして、地理的に東アジアに開かれた位置にあることを利点とすることができること、沖縄など近隣地域との連携を図ること、スポーツ合宿の誘致を促進すること等を追加してございます。

次に、4番目の「道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項」です。

1の「交通の確保」についてでございますが、国会での審議を踏まえまして、一層利用しやすいよう航空運賃の軽減について必要な措置を講じること、地方公共団体とともに航空運賃の軽減に取り組み、生活利便性の向上や観光の振興に関する実証を行うことを追加してございます。

2番目の、「情報通信の確保」については、通信を「情報通信」と改めたほか、引き続きネットワークの整備に努めることとしてございます。

ここで、資料6をごらんください。平成21年度予算の概要について示してございます。1ページは、平成21年度の当初予算に関してでございます。2枚目に、現在国会で審議中の本年度補正予算（案）に関する資料をつけてございます。枠の一番下のところでございますが、この補正予算（案）に群島のブロードバンド化のための予算を盛り込んでおります。これが成立して情報通信基盤が整備されれば、奄美群島内のブロードバンド化は100%達成されることになります。

また、資料4に戻っていただきまして、5番目の「生活環境の整備に関する基本的な事項」です。ここでは、国会の附帯決議を踏まえまして、物資輸送に関する船舶輸送や流通コストの軽減について必要な措置を講じるよう努めることを追加してございます。

6番、7番、8番、9番については、これまでと同様の取り組みが必要ということで、旧基本方針と同様の内容にしてございます。

10番目の「自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項」です。1番目の「自然環境の保全」についてですが、世界自然遺産に関連しまして地域の取り組みが本格化してきております。これを踏まえまして、世界自然遺産登録に向けてのこれからの対応について追加してございます。

11番でございます。「教育及び文化の振興に関する基本的な事項」で、(1)「教育の振興」でございますが、都市部の児童生徒の自然学習の場としての交流促進を図る観点から、山村留学に関する記載を追加してございます。(2)「文化の振興」につきましても、旧方針と同様の内容としてございます。

12番、「国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項」でございますが、意見具申を踏まえまして、交流の促進のためには、奄美に関する情報を積極的かつ印象的に国内外に発信することが必要である旨を、コンパクトではございますけれども強調した内容で記させていただいております。

13番、「奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項」でございます。エコツーリズム等人材の育成に関する表現を追加してございます。

14番、今回新たに追加した項目でございます。今後の振興開発では、参加する関係者の連携や協力が必要であり、「新たな公」を育むシステムの構築に取り組む旨を盛り込んでおります。

以上です。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

これからの時間は、基本方針（案）につきまして、皆さんからのご意見、ご質問をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。今回、基本方針にのっとりまして新しく追加されたところが問題になろうかと思ったりしますが、どなたからでも結構ですので、ご意見をお伺いしたいと思います。

濱田委員。

【濱田委員】 基本方針に観光が大きく取り上げられたのは、とてもよかったと思います。ただ、現在は全体に予算削減が行われていてここ数年、具体的なパンフレットやポスターは新規ではほとんど作られていません。どういうところで強く内外にPRするとお考えになって実行されているのかが具体的によくわからないので、教えていただきたいと思います。

【宮廻会長】 この基本方針の前の実績と今後どうするかという両方をお尋ねですか。

【濱田委員】 そうですね。

【宮廻会長】 これまでのことと。

【濱田委員】 強く情報を発信するという点において、具体的にどういうことが考えられているのかと。

【宮廻会長】 基本的には、今後、基本方針に基づいて基本計画をどうしていくか、この計画に基づいて具体的な施策をどうしていくかということになるんでしょうけど、今、振興官のほうでこの点について何か感想等ありましたらお願いします。

【山近特別地域振興官】 意見具申をご議論いただく中で、この点についても皆さんにご議論いただいたと思います。情報の発信の仕方は色々あるかと思いますが、今、ここでは、これに特化してということではございませんで、できるだけ積極的に色々な媒体、手段を使って印象深く情報発信をしていくことが必要という意見具申であったかと思っています。

そういう皆さんのご意見を踏まえて、これから計画が策定されるわけですから、そういう中で地元において色々ご検討されて発信されていくことが必要だという方針を、国としては示すことが適当だと考えております。

【宮廻会長】 濱田委員、どうですか。

地元で計画を立てるときに、今言われたような、そういう意見を言う場はないんですか。

【濱田委員】 例えば鹿児島県の中で、県はかなり篤姫効果であるとか、色々予算もつくられたと思いますが、今年、奄美では皆既日食のPRをしておりますけれども、総合的な奄美群島としての観光を考えてというのは少ないですね。その中で奄美市というのが大きな牽引力になっているとは思いますが今まで非常に少ないので、強くPRするとかいう言葉はよく聞くんですが、県の中においても実感として奄美を理解したPRは非常に少ない気はしております。具体的な方法なりをもう少し入れていただくと、言葉だけが踊らないのかなと思いました。

【宮廻会長】 基本方針の中に具体的なものを入れるのは、これはかなり抽象的な表現で、具体的なところはその施策においてしていけるような形になっておりますから、地元の計画を立てるときに、そういう意見を吸い上げるような仕組みがあればいいと思うんですけどね。振興官も今のような答えしかできないと思うんですよ。

【濱田委員】 では、具体的などいうか、予算確保が非常に難しい状況であるので、どんどん削られていっている状況だということは、意見ではないんですけどご参考までに。今後伸ばしていただければと思います。

【宮廻会長】 わかりました。どうもありがとうございました。

ほかに何か。新田委員。

【新田委員】 前回の基本方針では、振興開発の意義のところですけども、「本土や沖縄との間に所得水準を始めとする経済面・生活面での諸格差」というのが入っていたわけですけど、今回は、「本土等との間に」と、などでくくってあるんです。沖縄が隠れていて、そのわりには、振興開発の方向とかの中には「沖縄との調和のとれた発展」とか、また、情報のところでも、情報通信産業の発展は沖縄が特に優れていてとか、観光面でも沖縄との関係を名指しでちゃんと入れてあるんですけども、この意義のところ、で「等」でくくられたあれがあるのかなと思って。前は、はっきり沖縄を入れて、そのわりには中身がなくて、今回は「等」でくくられてあるのに、中身がはっきり色々沖縄を意識して入れてあるんですけど、それに対して思惑があるのかどうなのか。

【山近特別地域振興官】 色々な統計データがございまして、所得水準について少し拾ってみました。その結果、奄美群島の所得水準と鹿児島本土、全国、沖縄と比べ

てまいりますと、まだ、格差は色々ございますけれども、沖縄との間においては差があまりなくなってきたという状況がございます。したがって、今回におきましては本土という形でまとめさせていただいているということでございます。

【新田委員】 わかりました。

【宮廻会長】 ほかに何かございませんか。

吉見委員、どうぞ。

【吉見委員】 III-12番の「国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項」ですけど、旧にはU I ターン等による定住者云々ということはなかったんですが、今回初めてこういう文言が出てきているんですけど、沖縄で転勤族の方々からよく聞くんですが、Uターン、Iターンの方々から、客観的に沖縄に対して産業をどうすればいいと思うかとか、そういうことを聞く会が定期的にあると聞いたことがあるんです。

例えば、今回こういうことで、あえてU I ターンとかをお入れになられたのは、そういう具体的な定例会とか意見を聞くような会をイメージなさってのことかどうかを聞きたいんですけども。

【山近特別地域振興官】 U I ターンは色々なところで言われていまして、昨年度の私どもの調査になるんですけども、U I ターンで実際に奄美に行かれた方にどういう問題が生じていらっしゃるか、また、そこでの今後の生活等についてどういう展望を持っていらっしゃるか、地元の行政の方に参加していただきまして、議論した経緯がございます。そういう中で、地元の方もU I ターンを対象とした奄美群島への人口の流れについて、今後とも議論を続けていきたいという考えをお示しいただいております。

したがって、私どもとしては、この流れをどうやってサポートしていくか工夫しなければならないということはあると思いますけれども、こういう形で地元の方の意識が芽生えているということを踏まえまして、また、意見具申にもいただきましたので、こういう形でも示させていただくことが適当かなと思って、ここに記載させていただいております。

【宮廻会長】 よろしいでしょうか。

【吉見委員】 ありがとうございます。

【宮廻会長】 ほかに、何かご意見はございませんか。

濱田委員。

【濱田委員】 3「振興開発の方向」の中での(1)「島ごとの特性を活かした産業の発展」のところで、「沖縄等近隣地域との連携を図ることや」と、この「沖縄等近隣地域」には、例えばトカラとかが入り込むのかをお聞きしたいと思います。実は私、去年の夏に悪石を含め中之島、小宝島へ行って参りました。ここは、奄美より1年早く復帰しているんですが、奄美に比べて非常に厳しい生活環境でいるんです。中之島にはトカラ馬という貴重な馬が数頭いたのですが、トカラ馬はもともと喜界島の喜界馬が宝島に行って、それが中之島に行ってトカラ馬となっている馬ですね。こうしたことを考えると、法的には奄美の振興法は適用されないのかもしれませんが、そういう周辺の島々も網羅して南西諸島を考えていけないかなと思いました。行く行くは道州制という話もあるので、沖縄、奄美、トカラなども、連携していけるような情報、人的交流、交通網なりを考えていくと非常におもしろい地域になるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【宮廻会長】 ご意見ということでよろしいですか。

【濱田委員】 はい。

【山近特別地域振興官】 最近、客船の入港等もどんどん増えてきてございます。客船の入港ルートなどを見ますと、沖縄に寄ってとかいうのもありますし、屋久島に寄ってとかいうこともございます。したがって、ここで「近隣地域」と書かせていただいておりますけれども、トカラ列島も含めまして、あの地域全体を含めて連携を図っていくことがこれから重要だという認識で、この文章をつくらせていただいております。

実際、現地におきましても、色々な地域との連携のもとでの客船観光について非常に熱心に取り組まれていると理解しております。

【宮廻会長】 濱田委員、よろしいですか。

ほかに何かご意見ございますか。

金子委員。

【金子委員】 航空運賃の軽減に、附帯決議を踏まえて踏み込んで書いてございますが、航燃税の軽減には延長拡充がなされていますけれども、ここに書かれている航空運賃の軽減の実施を行うことによる生活の向上や観光は、具体的にどういう施策をイメージしておられるんですか。

【山近特別地域振興官】 航空運賃についての考え方をご説明差し上げたいと思います。航空運賃は基本的に届出制になっておりまして、航空会社が路線の収支状況を踏まえまして自主的に判断していることになっております。したがって、航空運賃の軽減に対して取り得る施策は、限られてくるかと思っております。

一方で、今後の運賃について、これは日本航空の言葉でございますけれども、今後の奄美路線に係る国や地元などとの利用促進の取り組みと連携して、需要喚起に資する割引運賃の拡大について、さらに検討していくという考えであると聞いてございます。今回、シルバー割引なども導入されていると聞いています。

まず、国におきましては、具体策といたしまして、これからのことでございますけれども、奄美群島の魅力を高め、交流を促進することを通じて航空需要が高まり、ひいては航空運賃の低減につながるということになると思っておりますので、既存の観光推進等の積極的な活用を図っていくというのが一つでございます。

それから、今回資料は準備してございませんけれども、今、国会で審議中の補正予算（案）の中に、離島・通勤路線の維持・活性化に係る実証実験事業というものがございます。これについては、奄美路線、これは都市部と奄美を結ぶ路線も対象になってございまして、地元から応募があれば地元観光資源と一体となった空港利用促進などにかかわる実証試験を選択していくことにもつながっていくのかなと思っております。

私どもといたしましては、こういう取り組みを行いまして、航空会社の航空運賃低減に向けた検討を加速させていきたいと考えてございます。

【宮廻会長】 金子委員、いかがでしょうか。

【金子委員】 はい、結構です。

【宮廻会長】 ほかに何か、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

出水沢委員、どうぞ。

【出水沢委員】 Ⅲ－１０番の「自然環境の保全」の項目ですけれども、ちょうど先週の土曜日の夜、念願のアマミノウサギを見るために住用に行ったんです。何時間か走ってクロウサギを５匹ほど見ることができたんですけど、夜の奄美の山はとても幻想的で、アカショウビンがいたり、色々な鳥がいたり、鳴き声がしたりと、とてもすばらしくて貴重な体験をしました。

案内の方のお話を聞きますと、すばらしい自然なのに、不法投棄をしたり猟犬を放

して、それによってクロウサギがいなくなったりすることがいまだにあつて非常に心が痛いということをお話しておられましたので、とてもショックでした。

世界自然遺産登録のことがよく出てきますけれども、住民の意識はほんとうに盛り上がり欠けるんじゃないかと思うんです。ですから、こういう取り組みをしていく上では、何より島に住む人々の意識を高揚することがとても大切だと思うんです。ですので、意識を高揚するための方策をとるとか、そういうことも盛り込んで、島に住む住民の方々と連携を図りながら、今、どういう状況にあるとかいうことを説明して、共同で進めていくという文言を入れたらいかがでしょうか。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

振興官、何かございますか。

【山近特別地域振興官】 ここについては、ご指摘のように、これから世界遺産登録に向けて相当な取り組みが必要だという現状がございます。このような中、私どもから見ていて、少しずつギアがハイギアになってきているんじゃないかと思っています。

ですがいまして、そこに書かせていただいたような文言で基本的な方向を示させていただいております。これを地元において、今、委員がおっしゃったような形で具体化していくことが必要だと思っております。私どもとしてはこの方向を示しましたので、ご指摘の内容を踏まえて計画を策定していただくことができるんじゃないかと思っております。

【出水沢委員】 ありがとうございます。

【宮廻会長】 基本方針ですから、どうしても抽象的なものにならざるを得なくて、これに基づいて基本計画、そして具体的な施策にいきますから、だんだん具体性が出てきて、その中に、今、委員が言われたようなことが入ってくるようになると思うんです。

だから、今、言われたようなことを全然考えていないとか、排除しているとかいうことではなくて、そういうものを含めて、できるだけ柔軟に計画づくりができるような基本方針にする必要があるということだと思うんです。

濱田委員、どうぞ。

【濱田委員】 私、今回が最後のものですから、もう1つ言わせていただきたいんですけれども、開発基金の問題ですが、起業家あるいは新規に仕事をされる方にとつ

て、担保が非常に厳しいんじゃないかという声を間近で聞いております。今回は色々優遇措置も出てきているようですので一安心いたしました。今までは第一次産業にかかわる方がとても優遇されているような気がしておりましたし、担保が非常に厳しかったということがあるので、今後は、チャレンジ精神を育てていってくださるような基金でもあってほしいという気がいたしますので、よろしく申し上げます。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

ほかに、ご意見ございませんか。

若林委員、どうぞ。

【若林委員】 2つばかり教えていただきたいんですが、1つは、今回、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、法律の中にも相当踏み込んで書いておられるので、それを受けて色々書き込んでおられて非常に前向きな姿勢を感じておるわけでございます。

その中で、「振興開発の方法」のところ、3ページの一番上の最初の段落の最後に、「施策や事業の効果を評価するための目標を設定することとし、併せて、具体的かつ総合的な評価を行う」ということを書いておられる。こういう計画をつくるときにここまで言うというのは、ある意味では書く人にとってはしんどい話ですけども、書き込んでおられる。

この場合、どの程度の具体的な問題について目標を設定しようとしておられるのか、また、評価しようとしておられるのか。例えば、先ほど濱田委員がおっしゃったような、観光について強くアピールするんだと言うなら、どうするんですかというのがあったわけですけども、ここも目標として何らかの数値目標なり何かをもし示すことができれば、濱田委員のご主旨にも合うことになるんですが、これから、これを踏まえて色々ご検討になるんでしょうけれども、具体的にどういう項目というか、ブレークダウンしていくのはどのくらいのものまでを目標として考えようとしておられるのかをお聞きしたいと思います。

それから、最後のところの、『「新たな公」を育むシステムの構築に取り組む』という段落も非常に新しい発想だと思うんです。こういう地域振興をするのにこういうものが大事だということを公のところ書いて、それを育てていくんだということを明確に掲げられるということは非常にいいことだと思うんですが、これについて具体的に既に取り組もうとしておられること、ないしはこれから取り組もうとしておられる

ようなことについて、何かお話いただけるようなことがあれば、お教えいただきたいと思えます。

【宮廻会長】 どうもありがとうございます。

お願いします。

【山近特別地域振興官】 目標については、現時点は指針を示す段階で、これから県のほうでお考えになるということでございますので、今の段階で具体的なものはございません。

ただ、振興開発計画を既に五十数年やってきております。それから、新しい技術的發展という目標を掲げて5年やってきました。それで、これからの5年間ということでございますので、できるだけここに書かせていただきましたような客観的に評価できるような目標を設定して、かつ、評価を行っていくということが必要だと思っております。

それから、「新たな公」でございますが、1年前に現地視察を皆さんにさせていただきました。その中で、例えば情報発信ということで申し上げますと、与論島で情報関係の民間の方と地域の自治体の方が一緒になって、海の状況とかいうものについて発信のための協議の場をもっていらっしゃったかと思っております。イメージとしては、そういうものが考えられるわけでございます。それは自然環境についてでございましたけれども、その他の分野においても広げられていくことを期待して、こういう規定を設けておるわけでございます。

【宮廻会長】 総務省なんかでPlan・Do・SeeとかPlan・Do・Check・Actionとか、独立行政法人などはみんなそれで計画を立ててやるとなっていますが、数値目標ができるかできないかという、行政の場合、なかなか難しい面がありますから、うまく目標を事前に立てて、それを達成できたかどうかということで回していければ一番いいんでしょうけど、なかなかそうできる面とできない面とありますから、その辺の振り分けもなかなか難しいんですけど、具体的な計画の中で、できるだけこういう方向でやっていただくということになるんじゃないでしょうか。

どうぞ。

【加藤局長】 今の評価の話ですが、これは振興官からもご説明させていただきましたが、今回、法律を延長する際に与野党を問わず色々議論がございまして、特にこれまで振興開発特別措置法で昭和29年以来ずっと続けてきているわけですが、実際

上、どのくらいの成果があったのかということで、今までやってきたことの成果を踏まえて、今後、これをどう取り扱うかを検討すべきであるという強いご意見が出されたわけです。

そういう議論の中で、私どもとしては先ほどの所得水準の話もそうですし、生活基盤施設整備が具体的にどういう整備水準まで上がってきたかということについては、ご説明をしたつもりではございますが、ただ、その結果として、ほんとうに目的としていたような生活環境の水準が具体的にどの程度上がったのかとか、あるいは、農業生産にどのくらい貢献できたのかとか、そういう評価がどうしても必要になってくるんじゃないかというご意見が大層であったものですから、附帯決議の中にも書かれているかと思えますけれども、それを受けた形で、基本方針の中にもこういう形で示させていただいたわけです。

それで、私ども都市・地域整備局としては、市町村の町づくりを支援する際に、まちづくり交付金を使いまして、それで市町村それぞれの地域特性に合ったような形で交付金を通じた支援を行っているわけです。そのまちづくり交付金の際にも、当初、計画を出していただくわけですが、その計画を出していただくときにも、5年なら5年の期間で達成しようとする目標を数値目標という形で出していただいております。これは事後評価をしております。事前に、これまでの補助金のようにあらかじめチェックをして補助金額を決めるというタイプのものではなくて、計画をお出ししていただいて、目標数値つきで、それに従った形で一括して交付金で支援をするという形になっています。

その際の目標の設定の仕方でございますが、これは私どもで一律こういう目標を設定してくださいということは言ってございません。それぞれの地域特性にふさわしい形でまちづくりの目標を設定して、そのときに効果を推し量る指標として、例えば観光をメインにするところであれば、観光入込客数を目標にするといった場合もありますし、観光入込客数でほんとうに評価ができたかどうかというところもあるわけです。そういうところについては、色々なやり方があるわけですが、例えば観光客用の駐車場のスペースがどのくらい稼働率が高まったかとか、それぞれ色々な地域にふさわしいような指標の取り方をさせていただいて、それがほんとうに実態に即しているということをもって、ぜひ評価をしていただきたいということでございます。

そういう意味で、先行事例としてのまちづくり交付金のような例がございますので、

私どもとしては数値目標の設定については地元にお任せするとしても、その数値目標の設定の仕方は色々弾力性を持って設定していただくことによって施策の効果もかなり把握できるようになる。それが基で、次をどうするかという話にもつながってくるかと思えますけれども、そういうのがないと、ずっと続けております奄美の振興開発の特別措置法といったものの意義を、対外的にといいますか、説得力を持って説明がなかなかしづらくなってきたこともございますので、数値目標の取り方については今の段階ではまだはっきり決まっておりませんが、色々工夫していただいて、可能な限り設定をやっていただければ大変ありがたいと考えて、方針としてはお示しをさせていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

川島委員、どうぞ。

【川島委員】 基本的事項の14番で「新たな公」を追加されていますが、7番目の「高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項」の相互扶助による福祉の増進についても、「新たな公」としてNPOあるいは基金等々が連携して取り組むと理解すればよろしいのでしょうか。

【山近特別地域振興官】 福祉の分野にも適用できるんだと思っております。さまざまな分野で「新たな公」が成立する可能性は色々あるかと思っておりますが、福祉というのはそういうものが成立する非常に大きな分野だと思っております。

【川島委員】 どうもありがとうございました。

【宮廻会長】 ほかに何かございますでしょうか。

吉見委員、どうぞ。

【吉見委員】 4番目の「地域主体の取組の定着」のところですが、地元紙に取り上げられましたのでご存じの皆さんも多いと思うんですけども、私の住んでいます龍郷集落で、今年の春4月に40年ぶりの田植えがあったんです。89歳の最高年齢の方も含めて、みんなで田植えをしたんですけども、その事の起こりといいますのが、学校の第2グラウンドの裏地、すぐ脇のところは荒れ果てた田んぼ、荒れ果てた畑になっていまして、そこで子供たちが野球のボールを取りに行くたびにハブの出現とかがあって、安全面と見た目に非常によくない、世界遺産登録等のこともありますし、西郷さんの謫居地ですので観光客もいらっしゃるということで、見た目をよく

しようということも含めて、村の有志が村おこし隊というのを作りまして、手弁当で、自分たちで農機具も購入して田んぼを2枚ほどひらいたんです。それで、今年初めて4月に田植えがなされたんです。

そのときの集落民のわくわく感、ここをもっとこうしていこうよとか、松林になってしまっている畑も刈り込んでいって、ここにタンカンを植えよう、ここにパッションの棚をつくろう、そして西郷さんのところに来てくださった観光客の方々に振る舞おうじゃないとか、さまざまな夢物語がそこで出てきたんです。

私もそこに参加していきまして、地元の人たちが自ら考えて、自ら行動していくというものの、本当に1歩にもならない程度のまだまだ小さな歩みですが、これが本当の姿なのかなと思いながら眺めていたんです。その後も、何人かで寄り集まっては話をしているんですが、早く昔のような田んぼに戻してほしいというみんなの熱い期待も含めて、やろうとはしているんですけれども、結局、手弁当ですので、早くやるためには機械、機械はリースするにしても買うにしてもお金の問題があるということで、いつもネックになるんです。

そのときに、助成金の問題ですとか交付金の問題、さまざまな省庁が出しているあの手この手を利用するといいいんじゃないかという話も出るんです。ですけれども、これまでも散々、スターチスをみんなで栽培して産業にしようじゃないかとやっては1年ちょっとで頓挫した例ですとか、じゃあ、電照菊がいいんじゃないかということでやったこともあるという、さまざまな過去の失敗も彼らは持っていますので、助成金とか交付金が初めにぶら下げられるとそれが目的になってしまう、それで頓挫してしまうという反省点も非常にあります。

そこがすごく行きつ戻りつする点ですけれども、実際に活動して、自立的に発展させたり環境を整えていくためには、現実にお金が必要である。けれども、そのことが初めにありきでは、すぐ頓挫してしまう。このあたりのこととか、どういうふうにやればいいんだろうとか、鹿屋の「やねだん」の豊重さんの講演とかもみんな聞いていますので、ああいう形が理想的な発展の仕方だと思うけれども、そうするためには一体どうすればいいんだろうかと何人かで頭を抱えていても、どうしても壁にぶつかってしまうということがたくさんあるんです。

そうしたときに、色々なことをまとめて相談ができるような窓口が一本化されてあれば非常にいいなと思う点があるんです。役場の人たちに相談しようにも、この点に

関しては何々課、この点に関しては何々課という形で総合的になっていかないというのがあるので、そういった窓口づくりみたいなことも方針の中でにらんでいただければなど、私の中では今回非常に強く思いながら来ました。

以上です。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。

松本委員、どうぞ。

【松本副会長】 先ほどの、3ページの方向のところの、「同計画において、施策や事業の効果を評価するための目標を設定することとし、併せて、具体的かつ総合的な評価を行う」という文章ですが、これは附帯決議の6番目の項目を受けて書かれたと思うんですが、昔、振興計画には目標とは言わなかったかもしれませんが、そういうものを書いたんです。

おそらく、ここで言われていることは、そういうものでなくして、ある意味において、現実的なことだろうと思います。これは、現在は事前規制、事前統制から事後評価へという流れですね。この流れを受けていて、事後評価に資するものであるということではないかと思えます。

昔の目標数値というのは、ある程度、夢みたいなものがあって、かなり大きな目標を掲げていて、結局はそれが達成されなくて、まだこんなに目標からかけ離れているじゃないかということがありました。これから振興計画の段階で、地元でこれを決めていかれるわけでしょうけれども、その際に、今言われている事前規制、事前統制から事後評価へという流れの中で考えられているような目標でなければ、昔の、夢を語るというのが目標になりますと、かえって挫折感が大きくなったりしますから、その辺はその違いを受けとめて対応していただければと思っています。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

ほかに、何かご意見等ございますか。

ないようでしたら、一通りご意見もいただいたようですので、これまでの審議のまとめをしたいと思えます。具体的な計画づくりといたしまししょうか、そういう中では色々と重要な問題も出てご指摘されたと思うんですけれども、基本方針としましては、現在配付されている基本方針（案）、先ほど山近振興官からご説明のあったものですが、ここで示された方向で審議会としてはよろしいのではないかと思います、いかがで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宮廻会長】 それでは、ご異議ないようですので、本方針（案）は当審議会の議を経たものとして決定したいと思います。どうもありがとうございました。

(3) その他

続きまして、地元の伊藤鹿児島県知事、平安委員よりご発言の申し出ありますので、順次、ご発言をいただきたいと思います。

まずはじめに、伊藤知事、お願いします。

【伊藤委員】 それでは、この席を借りまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

まず、奄美群島振興開発特別措置法の延長につきまして、委員長をはじめ、また、国土交通省の皆様方、大変ご尽力を賜りましてありがとうございました。日程等も厳しかったのではないかと思います。3月31日に改正法が成立したということでもあります。皆さん方のご配慮に対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。

したがって、私ども鹿児島県といたしまして、次の作業は振興開発計画をいかにして策定するかということでもあります。パブリックコメント等もありますので、そんなに長い時間があるわけではありません。早急に原案をつくって、また皆さん方にお諮りをするという形になるのではないかと思います。

私も当事者でもありますので、基本方針の皆様方の議論を色々お聞かせいただきました。色々ご指摘がありましたし、一つ一つがもっともな話かと思えます。それらを踏まえまして、振興開発計画を作ってまいりたいと考えております。自立的発展ということが相当強く主張されておりますので、それに向けてどういうことができるか改めて問いかけてみたいと思います。

そして、何よりも次の奄美を担う人たち、若い世代を中心として、この自立的発展を担う人材をどういう形で育成するのか。そしてまた、その方々がお互いに連携をしながら、今後の奄美の中において、それぞれの発展についての努力をしていただけるようなスキームをどういう形で考えるのかをやらなければいけないと痛切に感じてい

るところでもあります。

先日は奄美に参りまして、瀬戸内町で若い経済人と意見交換もさせていただきました。まだ、十分に、完全にコミュニケーションができていないかと思しますので、もう少しそこらを一体的に、皆さん方が力を合わせて振興開発に向かうようなスキームづくりができないか、さらに考えてまいりたいと考えております。

従来からずっとやってきた事業につきましては、今後とも継続しなければいけないのではないかと思います。ここに指摘されておりますように、農業でありますとか、社会資本の整備でありますとか、それから、観光地づくりとか、それぞれ時代の要請のある重要な課題でもありますので、それについての努力は重ねたいと思います。

それから、最近特に思うんでありますが、オンリーワンとしての特徴を何か出さなければいけないのかなというのも考えていまして、観光でもそれが今後十分可能になるのではないかと思います。併せて、世界自然の島という形になりますれば改めて評価いただけるかと思しますので、この世界自然遺産への取り組みは十分に今後対応して参りたいと考えております。

「新たな公」の話、目標の設定等についてのご提言もいただきました。具体的な5年間の個別の開発計画でありますので、あまり細かい数値目標を設定できるのかどうか、少々まだ自信がないんでありますが、いずれにいたしましても自立的発展をうたう以上は、何らかの方向性、また、それに伴うところの事後評価が必要なことも十分認識いたしておりますので、それについては、今後色々と知恵を出してまいりたいと考えております。

奄美のほんとうの特色は多様性だと思いますが、自然的にも人間的にも文化的にも、また、島々の配置から見て非常に多様な島々の連続する地域でもあります。その多様性をベースにして、次の時代の発展をどういう形で図るのか、今後、振興計画にそれを問いかけてまいりたいと思いますので、何とぞ皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。

ほんとうに皆様方ありがとうございました。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

それでは、平安委員、どうぞお願いします。

【平安委員】 先ほど、伊藤知事からもありましたが、地元代表として一言、お礼と現在の状況等の報告をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、奄美群島の振興開発につきまして、かねてからこの審議会の委員の皆さんをはじめ、国土交通省並びに関係省庁の皆様方には特別にご配慮をいただき、心から感謝申し上げておるわけですが、特に今回の群島民が熱望しておりました特別措置法の延長につきまして、国会議員をはじめ、各省庁の皆様方のご理解をいただいて延長が実現できたことについては、改めてお礼を申し上げているところであります。

これを機会に、地元といたしましても地域の産業の振興開発、そして、次の世代を担う人材の育成を通じ、雇用機会の拡大を図るため、特に産業分野においては、昨年、この審議会で資料2にもありますとおり、観光、農業、情報産業の3分野の充実等について意見具申があったわけですが、そこらを含め、今回の法延長を踏まえた将来計画を取りまとめ、自立的発展をさらに確実なものにしたいと思っておるところであります。

そこで、今回の延長に向けては、もちろん県とも一体となって、奄美群島では法案の期限切れを控えた一昨年からさまざまな取り組みをしてきたところであります。先ほど来ありますように、資料2の当審議会の意見具申の内容を踏まえ、雇用機会の拡大による自立的発展を重点テーマとして、そのバックボーンとなる農業の振興、観光の振興、そして情報通信基盤の整備の3分野を中心に、郡内の市町村ごとに、そして島別に奄美群島独自の基本方針を現在取りまとめているところであります。

そして、その基本方針による事業計画は、それぞれの市町村で分野別の自立度の評価調査を行い、それに基づく課題解決をどう図るか、あるいは、その財源手当が可能かどうか、その財源をどう確保するかなど、幅広く検討すると同時に、そのランクづけも行ってきたところであります。

本日、示されました国の基本方針、そして、今後示される県の基本方針と整合性を持たせながら、地元で取りまとめた基本方針は、奄美群島の特性を生かし、発展の芽を成長、育成させる総合的戦略的施策としてとらえ、先ほど来も議論があったようですが、農業、観光、情報通信の3分野におけるそれぞれの事業ごとの、事務方レベルであります。具体的な数値目標を現在設定してあります。そのことに向けて、私ども地元として取り組みたいと思うと同時に、単にこの5年間のスパンではなく、次の5年間も視野に入れた短中長期的な計画として、私ども地元としてはとらえております。したがって、そのことについても皆様方のご理解をいただきたいと思っております。

最後になりますが、当地域の実情、ご賢察いただき、奄美群島の今後の振興発展に

対し、当審議会の皆様方の一層のご指導をいただきますようお願いをいたしまして、お礼といたします。

どうもありがとうございます。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

次に、議題「その他」につきまして、事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いします。

【山近特別地域振興官】 基本方針（案）でございますけれども、今日ご審議いただきました。今後、各省との協議を経まして公示という段階に進んでまいりたいと思っております。これが第1点でございます。

第2点でございますが、次の審議会でございます。これについては、また改めて皆様にご連絡差し上げたいと思っております。

以上でございます。

【宮廻会長】 どうもありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

本日、委員の皆様から基本方針（案）につきまして色々ご意見をいただき、基本方針として決定いたしましたわけですが、今後、地元における基本計画の策定、県における基本計画の決定、国の承認というプロセスにおきまして、本日の委員の基本方針には盛り込めないような色々な意見が出ましたが、ぜひご参考にしていただいて、よりよい奄美群島の振興開発計画にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、国土交通省都市・地域整備局、加藤局長からごあいさつをお願いいたします。

【加藤局長】 都市・地域整備局長の加藤でございます。

会長をはじめ、委員の皆様方には、本日も大変お忙しい中、遠方からお集まりいただきまして、また、今日は基本方針につきまして集中的にご審議、ご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

この方針案に基づきまして、今後、鹿児島県におきまして地元の市町村の意見も踏まえながら、振興開発の具体的内容を定めます振興開発計画が策定されることとなっております。今日も色々ご議論いただきましたが、今後、策定されます振興開発計画を、私ども国としても十分な支えができるように、今後とも十分地元の皆さん方の

意見を聞きながら各年度の施策に反映させていきたいと考えておりますので、引き続き、よろしくご支援とご指導を賜りたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

また、これまで、当審議会の委員にご就任をいただいております宮廻会長、濱田委員におかれましては、今回でご退任されることとなっております。両委員におかれましては、平成13年3月にご就任以来、大変お忙しい中、当審議会に足を運んでいただきまして、また、深い知見によりますたくさんの貴重なご意見を賜りました。ほんとうにありがとうございました。

この間、2度にわたる奄振法の改正をはじめといたしまして、多くの諸施策にご意見等々を反映させてきたところがございます。ほんとうにこれまでご尽力いただきましたことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。当審議会をご退任されるということがございますが、この後におきましても引き続き、ご指導、ご支援を賜りますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

また、引き続き、当審議会の委員のご就任にご快諾いただきました委員におかれましても、お礼を申し上げますとともに、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の御礼のごあいさつとさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

【宮廻会長】 どうもありがとうございました。

それでは、退任のあいさつをさせていただきたいと思っております。

4期8年の任期を満了いたしましたので、このたび委員を退任することになりました。2期目になるときに、その当時の特別地域振興課長より、会長を引き受けてもらえないかというお話がありまして、国の審議会の委員もそうですが、まして会長など私の人生のプログラムの中にセットされていなかったものですから随分戸惑いましたけれども、奄美群島の振興開発の一助になればということでお引き受けした次第であります。

色々と至らぬところもあったと思いますが、委員の皆様方のご指導をいただき、また、国土交通省特別地域振興官、振興官付きのスタッフの方、鹿児島県の離島振興課を中心とする企画部の方々のご支援を得まして、何とか今日の日を迎えることができたことにつきまして、心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後は、この基本計画に基づきまして、その基本計画の一環として実施されてお

ます、これは鹿児島県の保健医療福祉部が中心になってやっている「あまみ長寿・子宝プロジェクト」というものがありますが、私はこの前の5年間も委員を引き受けて委員長をしてきたわけですが、21年度からまた引き続きこのプロジェクトを推進していくということで、委員を再度依頼されておりまして、7月にこの委員会で奄美に行くことになっています。

今後は、この鹿児島県におきます「あまみ長寿・子宝プロジェクト」を中心としまして、奄美群島の振興開発に関わっていくこととしております。奄美群島振興開発審議会の一層の発展と委員の皆様のご健勝、それから、奄美群島の一層の振興開発を祈念いたしまして、簡単ではございますが退任のあいさつとさせていただきます。これまで本当にありがとうございました。(拍手)

今回、濱田委員におかれましてもご退任されます。長い間、ほんとうにありがとうございました。私が非常に鮮明に記憶しているのは、花岡会長のときに大きな奄美群島振興開発特別措置法の転換点があって、濱田委員が、これからは奄美群島の自立的発展が大事だ、自立的発展には経済的自立と精神的自立の両方が大事だというようなことで発言されたのを鮮明に覚えております。そういう方向で、自立的発展が法律に明記されて今日にきているわけで、そういう意味では濱田委員の貢献は非常に大きなものがあつたと私は思っておりますが、何か一言ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【濱田委員】 国土交通省、奄美群島振興開発審議会委員、および関係機関の皆様、長い間大変お世話になりました、ありがとうございました。

私も4期8年で、卒業ということをお仰せつかりまして、いままで微力ながら奄美群島の振興開発に携わることができましたことに、感謝申し上げます。また、個人的にもとてもいい思い出になりました。今、おっしゃっていただきましたように、改正奄振法のとときに、本土との格差を是正することより、奄美の不利性を他にない有利性としてとらえて自立的発展をしていくべきと申し上げまして、それが基本方針に盛り込まれたことは、とても意義深く身の引き締まる思いでした。これは自分の子育ての中から出てきたような言葉でもありまして、自立させていくためには経済的と精神的な面が必要だという、個人と同じように奄美群島も考えておりました。

そういうところからいきますと、今後の奄振の目指す方向も伝統を守りながら、攻めていく奄美、もっとアクティブな奄美にするための支援であつてほしいと思つてい

るんです。奄美の歴史を振り返りますと、7世紀にヤコウガイの交易があり、11世紀、12世紀あたりにカムイヤキ遺跡があり、大ヒット商品として南西諸島一帯に須恵器が売られたわけです。近現代においては大島紬と黒糖焼酎が海を越えた外貨獲得のブランド品となっております。

今後はさらに多くの島の人々が潤うような外貨獲得産業が必要だと強く思います。奄美の有利性を絞り込んだ外貨獲得プロジェクトという具体的なものを立ち上げていくようなことが必要ではないかと思っております。今回の基本方針を基に、もっと具体的な、本当にプロジェクトチームをつくるくらいの気持ちでやっついていかないとなりません。言葉が具体性を持たずにそのまま終わってしまうようなことのないよう、後の5年間、また同じような言葉がこの場で話し合われないよう、願うと同時に、私どもも島に帰って努力していきたいと思っております。生き生きとした奄美、躍動の奄美の実現のために、今後とも何卒ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

4期8年にわたり、公私共々色々お世話になりました（拍手）

【宮廻会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

皆様方におかれましては、ご多用中のところをご出席いただき、また、熱心なご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

— 了 —